

# 託送供給等特例認可申請書

令和 7 年 3 月 27 日

四国電力送配電株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

業 N 発 第 1167 号

令和 7 年 3 月 27 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

高松市丸の内 2 番 5 号

四国電力送配電株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 横井 郁夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類	接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)	別紙に記載のとおりであります。
	住 所	同 上
	受 給 場 所 受電場所	同 上
	供給場所	同 上
供 給 電 力	同 上	
供 給 電 圧	同 上	
電 气 方 式 及 び 周 波 数	同 上	
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	同 上	
供 給 開 始 年 月 日 及 び 有 効 期 間	同 上	

## 別紙

#### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により、令和7年3月23日に災害救助法が適用された。

る法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。)までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、電気の使用者または発電者の被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和7年2月（支払期日が令和7年3月23日以降となるものに限る。）、3月、4月および5月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款（令和6年9月20日届出。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 被災日が属する料金計算月の次の料金計算月が令和7年3月31日が属する料金計算月である場合は、令和7年3月31日が属する料金計算月について、当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除する。ただし、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間における接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除することとし、託送供給等約款33（料

金の算定)に準じて日割計算をして、料金を算定する。

(2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

#### イ 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。）とする。ただし、託送供給等約款33(料金の算定) (1)イ、ロ、ニ、ホ、ヘまたはリの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

#### ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

#### ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間（令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間にについては令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの接続供給電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年9月末日までに行なわれ、かつ、そ

の申込みが被災時の当該供給地点に係る接続供給の契約電力をこえないとき（分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないとき）は、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年9月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、令和7年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを令和7年9月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款62（引込線の接続）、63（計量器等の取付け）および64（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、2(2)または5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定するときは、8による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を、2(2)または5に準じて割引を行ない算定する。

8 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、2(2)または5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の合計と、7によって算定された1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、託送供給等約款33(料金の算定)(12), (13)および(14)の規定に準じて、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の調整を行なう。

9 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の令和7年2月(支払期日が令和7年3月23日以降となるものに限る。), 3月, 4月および5月料金計算分の支払期日を、託送供給等約款34(支払義務の発生および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

10 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または

放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるとき有限。）には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 被災日が属する料金計算月の次の料金計算月が令和7年3月31日が属する料金計算月である場合は、令和7年3月31日が属する料金計算月について、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を免除する。ただし、令和7年3月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日から令和7年3月31日までの期間における系統連系受電サービス料金を免除することとし、託送供給等約款 33（料金の算定）に準じて日割計算をして、料金を算定する。
- (2) 令和7年4月1日が属する料金計算月から、被災日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、各月の料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

#### イ 割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額とする。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ハ、ニ、トまたはチの場合は、まったく電気を発電または放電しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

#### ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

#### ハ 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間（令和7年4月1日が属する月の料金の算定期間については令和7年4月1日から令和7年4月の検針日もしくは当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を発電または放電しない期間の日数とし、30分ごとの発電量調整受電

電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

11 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、令和7年9月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定する。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用しない。

12 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

## 添付書類

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により、令和7年3月23日に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内において令和7年3月23日に発生した林野火災により被災された電気の使用者（原則として災害救助法適用地域〔令和7年3月23日以降、令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。〕の電気の使用者といいます。）を需要者とする供給地点に係る託送供給および令和7年3月23日に発生した林野火災により被災された発電者（原則として災害救助法適用地域〔令和7年3月23日以降、令和7年3月23日に発生した林野火災の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、令和7年3月23日に発生した林野火災による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。〕の発電者といいます。）の受電地点に係る発電量調整供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以上